

令和8年度富山県陸上競技場広告掲載業務募集要項

1 広告掲載施設の概要

- (1) 名 称 富山県陸上競技場
- (2) 住 所 富山市南中田 368 (富山県総合運動公園内)
- (3) 施設概要 陸上競技場全体面積 37,344 m²
トラックフィールド面積 23,019 m²
収容人員 25,251 人
(メインスタンド 9,227 人、バックスタンド 7,656 人、
南サイドスタンド 4,285 人、北サイドスタンド 4,083 人)
インフィールド芝生舗装 106×70m
400m トラック 9 レーン 等
夜間照明、大型表示盤
- (4) 供 用 日 1月4日から12月28日までの日。ただし、次に掲げる日を除く。
① 火曜日(その日が国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)
② 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日。)
- (5) 供用時間 午前9時から午後9時まで
(日曜日及び休日にあっては、午前9時から午後5時まで)
- (6) 年間利用者数 約21万3千人(令和6年度実績)

2 募集の内容等

- (1) 募集の対象
富山県陸上競技場の広告看板を使用して広告を扱う広告取扱業者 1者(団体)
- (2) 広告掲載可能期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年間)
(ただし、広告取扱業者が希望した場合は、3年間まで延長可能。)
- (3) 広告看板及び表示可能な広告物
ア 広告看板の設置場所
バックスタンドからサイドスタンドにかけての観客席の壁面
イ 広告看板の大きさ
縦910mm×横9,000mm
ウ 広告看板の枠数
6枠
エ 広告物の内容
富山県陸上競技場広告掲載業務実施要領、富山県企業広告等掲載業務実施要綱及び富山県企業広告等掲載基準によるものとする。

【留意事項】

- ※ 広告看板の位置、面積、規格及び数量等は仕様書のとおりです。
- ※ 広告物は、アルミ複合板縦 910mm×横 1,800mm が 5 枚連続する広告看板に貼付して表示するものとし、広告看板はアンカーボルトで観客席壁面に固定してください。
- ※ 広告掲載に当たっては、都市公園における行為許可を受け、広告物の表示面積に応じて行為許可使用料（年額 220,000 円（@4,400 円／m²））を支払う必要があります。
したがって、見積額はこの使用料の金額を超える必要があります。
- ※ 広告掲載に当たっては、県と広告掲載業務に係る契約を締結する必要があります。
- ※ 表示する広告物の募集は、応募者が行ってください。
- ※ 広告物の作成、広告物の広告看板への貼付及び剥離並びに広告看板の据え付け及び取外しは、応募者の責任において行い、これに必要な経費は応募者が負担してください。
- ※ 上記 2 募集の内容等（3）エの広告物の内容については、スポーツ施設における広告物の表示が、当該施設での競技運営等に支障が生じるおそれがないよう、掲出前に県の審査を受けていただくとともに、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。
- ※ 陸上競技場の利用者が大会等に利用する場合で、当該利用者から広告物の遮蔽の要請があったときは、広告物が遮蔽されることがあります。（なお、この場合でも、徴収された広告掲載料は返還されません。）
- ※ 上記のほか富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準及び富山県陸上競技場広告掲載業務実施要領に従ってください。

3 応募手続き

申込書等の提出期間及び提出先等

- ア 提出期間： 令和 7 年 12 月 12 日から同年 12 月 26 日まで（土曜日、日曜日を除く。）
の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（郵送の場合は、令和 7 年 12 月 24 日午後 5 時 15 分までに必着）
- イ 提出場所：富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県土木部都市計画課
- ウ 提出物：申込書（見積書を兼ねたもの：別紙様式 1）
- エ 提出方法：申込書の提出は、持参、郵送またはメールにて提出してください。
提出先アドレス： atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

4 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

- ・ 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- ・ 所定の日時及び場所に申込書を提出しないとき
- ・ 2 以上の応募をしたとき
- ・ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- ・ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがた

- ・ い見積書を提出したとき
- ・ 金額を訂正した見積書を提出したとき
- ・ 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- ・ その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

5 広告取扱業者の選定

(1) 選定方法

行為許可使用料と広告掲載料の合計見積金額が最も高額な者を広告取扱業者として選定します。なお、見積額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により選定します。

(2) 結果の発表

応募者に対して文書で通知します。また、選定した広告取扱業者の所在及び名称並びに連絡先については、県ホームページ等において公表します。

(3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、県が指定する日までに、都市公園における行為許可申請を行い、当該申請に係る許可を受け、かつ、県と広告掲載業務に関する契約を締結しなければ、その資格を失うものとします。

6 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、富山県企業広告等掲載業務実施要綱、富山県企業広告等掲載基準、富山県陸上競技場広告掲載業務実施要領を熟読のうえ応募してください。
- (2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとします。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類等は返却しません。

7 広告掲載業務に関する問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県防災危機管理センター8階

富山県土木部都市計画課業務係 石黒

電話：076-444-3345（直通） FAX：076-444-4421